

令和3年度 福島支部保険料率案について

I .協会けんぽの収支見込み、及び令和3年度 都道府県別保険料率について (医療分)

1.令和3年度 都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和元年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- インセンティブ分の加算額は、0.004%から0.007%に変更
- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

2.協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R1年度	R2年度		R3年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R2年12月) (b)	R2-R1 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R2年12月) (c)	R3-R2 (c-b)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	▲ 1,506	98,596	4,163	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	606	12,456	▲ 263	
	その他	645	285	▲ 360	237	▲ 48	
	計	108,697	107,437	▲ 1,260	111,289	3,853	
支出	保険給付費	63,668	62,175	▲ 1,494	66,838	4,663	○R3年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	56	15,573	272	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	321	21,492	172	
	退職者給付拠出金	2	1	▲ 1	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	0	0	▲ 0	
	その他	3,383	3,430	47	4,497	1,067	
	計	103,298	102,227	▲ 1,071	108,400	6,173	
単年度収支差		5,399	5,209	▲ 189	2,889	▲ 2,320	
準備金残高		33,920	39,129	5,209	42,018	2,889	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

3.都道府県単位保険料率の算定方法について

第1号保険料率 (A)

加入者に対する医療給付費【支部ごと】

年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の違いに起因する財政力の差を、都道府県間で相互に調整

(支部療養の給付費 ± 年齢調整 ± 所得調整) ÷ 支部の総報酬額

年齢構成	高い	低い
保険料率	下がる	上がる

所得水準	高い	低い
保険料率	上がる	下がる

第2号保険料率 (B)

現金給付費・前期高齢者納付金・後期高齢者支援金等【全国一律】
インセンティブ制度による都道府県支部別加算・減算【支部ごと】

第3号保険料率 (C)

業務経費・一般管理費・準備金積立て等【全国一律】
前々年度精算分（収支差がマイナスの場合）【支部ごと】

収入等見込額 相当額 (D)

日雇いの保険料収入・雑収入等【全国一律】
前々年度精算分（収支差がプラスの場合）【支部ごと】

都道府県単位保険料率 (A) + (B) + (C) - (D)

※保険料率の調整：災害等特殊事情について、適切な調整を行う。

4. 令和3年度福島支部保険料率について

	福島支部	全国
第1号保険料率 (A)	4.95%	5.29%
調整前所要保険料率	5.37%	5.29%
年齢調整 (計算の詳細はP6)	▲0.14%	—
所得調整 (計算の詳細はP7)	▲0.28%	—
第2号保険料率 (B)	3.97%	3.99%
共通料率分	3.99%	3.99%
インセンティブ制度による加算・減算	▲0.02%	—
第3号保険料率 (C)	0.74%	0.74%
共通料率分	0.74%	0.74%
令和元年度精算分	0.00%	—
収入等見込額相当額 (D)	0.03%	0.03%
共通料率分	0.03%	0.03%
保険料率 (A) + (B) + (C) - (D)	9.64%	10.00%
【参考】令和2年度保険料率	9.71%	全国平均 10.00%

※各保険料率は端数処理のため、保険料率と整合しない場合がある。

5-1. 福島支部第1号保険料率（年齢調整額について）

- 年齢調整額 = ①平均給付費 - ②標準給付費
- 平均よりも年齢構成が高い場合は減算する（料率が下がる）

①平均給付費

全国平均の加入者一人当たり医療給付費に、支部の加入者数の合計を乗じた額

$$\begin{array}{l} \text{全国平均の年齢階級別の加入者一人当たり医療給付費} \\ 127,289\text{円 (A)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{福島支部加入者数} \\ 688,716\text{人 (B)} \end{array} = \text{① } 87,666 \text{ 百万円}$$

②標準給付費

全国平均の年齢階級別の加入者1人当たり医療給付費に、支部の年齢階級別の加入者数を乗じて得た額をすべての年齢階級について合計した額

② 89,853 百万円

年齢階級	年齢階級別加入者1人当たり医療給付費 (全国平均) (A) (単位：円)	福島支部年齢階級別加入者数 (B) (単位：人)	標準給付費 (A × B) (単位：百万円)
0～4歳	182,733	31,430	5,743
5～9	87,900	35,633	3,132
10～14	70,084	38,287	2,683
15～19	57,666	42,903	2,474
20～24	52,539	43,752	2,299
25～29	65,731	43,410	2,853
30～34	75,834	49,067	3,721
35～39	82,207	55,139	4,533
40～44	92,278	62,034	5,724
45～49	111,258	60,057	6,682
50～54	141,754	53,948	7,647
55～59	180,200	57,100	10,289
60～64	226,414	57,733	13,072
65～69	286,723	38,972	11,174
70～74	406,509	19,250	7,825
合計	127,289円 (A)	688,716人 (B)	89,853百万円②

※端数処理のため、計数が一致しない場合がある

$$\begin{array}{l} \text{年齢調整額} = \text{①} - \text{②} = \blacktriangle 2,187\text{百万円} \\ \Rightarrow \mathbf{2,187\text{百万円を減算する}} \\ \text{(料率換算：}\blacktriangle 0.14\text{)} \end{array}$$

5-2.福島支部第1号保険料率（所得調整額について）

- 所得調整額 = ③支部総報酬按分給付費 - ①平均給付費
- 平均よりも総報酬額が低い場合は減算する（料率が下がる）

③支部総報酬按分給付費

全国の医療給付費の総計を支部毎の総報酬額で按分した金額

$$\begin{array}{r} \text{全国の医療給付費総計} \\ 5,219,755 \text{ 百万円} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{福島支部総報酬額} \\ 1,572,590 \text{ 百万円} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{全国の総報酬額} \\ 98,584,466 \text{ 百万円} \end{array}} \\ = \text{③ } 83,264 \text{ 百万円}$$

①平均給付費

全国平均の加入者一人当たり医療給付費に、支部の加入者数の合計を乗じた額

$$\begin{array}{r} \text{全国平均の年齢階級別の加入者一人当たり医療給付費} \\ 127,289 \text{ 円 (A)} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{福島支部加入者数} \\ 688,716 \text{ 人 (B)} \end{array} \\ = \text{① } 87,666 \text{ 百万円}$$

所得調整額 = ③ - ① = ▲4,402百万円
⇒4,402百万円を減算する
(料率換算 : ▲0.28)

※端数処理のため、計数が一致しない場合がある

【参考】令和3年度福島支部保険料率の算定に係る基礎データについて

項目	協会けんぽ全体	福島支部 (A)	【参考】令和2年度 福島支部 (B)	(A) - (B)
総報酬額	98,584,466	1,572,590	1,641,303	-68,713
第1号経費	5,219,755	77,863	81,578	▲ 3,716
医療給付費 (国庫補助を除く)	5,219,755	84,452	86,796	▲ 2,344
年齢調整額	-	▲ 2,187	▲ 1,641	▲ 546
所得調整額	-	▲ 4,402	▲ 3,576	▲ 826
第2号経費	3,933,328	62,743	63,852	▲ 1,109
現金給付費等 (国庫補助、日雇拠出金を除く)	439,750	7,015	7,359	▲ 344
拠出金等 (国庫補助を除く)	3,493,578	55,729	56,493	▲ 765
前期高齢者納付金	1,344,451	21,446	21,744	▲ 297
後期高齢者支援金	2,149,047	34,281	34,748	▲ 467
退職者給付拠出金	67	1	1	▲ 0
病床転換支援金	13	0	0	▲ 0
第3号経費	730,164	11,647	14,294	▲ 2,646
協会業務経費・一般管理費 (国庫補助等を除く)	239,070	3,814	3,536	278
貸付金	150	2	3	▲ 0
雑支出	165,224	2,636	1,152	1,484
準備金積み立て	288,921	4,609	8,992	▲ 4,384
事務経費・雑支出 (国)	36,799	587	612	▲ 25
その他収入	24,801	396	499	▲ 104
貸付金返済収入	150	2	3	▲ 0
雑収入	20,463	326	419	▲ 92
日雇特例被保険者保険料収入	1,126	18	24	▲ 6
雑収入等 (国)	3,062	49	54	▲ 5

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

※第2号経費、第3号経費、その他収入については、総報酬按分により機械的に計算した。

Ⅱ.令和3年度介護保険料率について

1.協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80% 納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

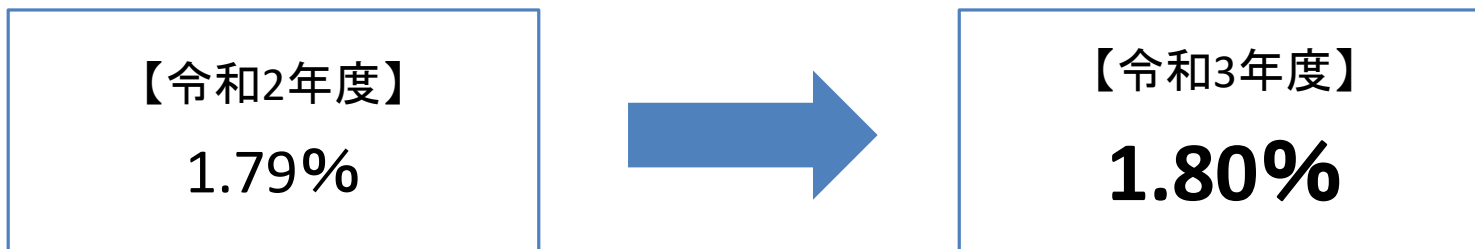
2.令和3年度の介護保険料率について

介護保険の保険料率については、下記の計算式により得た率を基準として保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）総報酬額総額の見込}}$$

※令和3年度政府予算案では、介護納付金は10,500億円と前年度比で200億円の増加の見込み。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分（466億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.80%（4月納付分から変更）とする。



【参考】令和3年度 保険料率適用後の保険料負担額について

	保険料率			標準報酬月額30万円の場合の保険料額 (月額・折半額)		
	令和2年度	令和3年度	差	令和2年度	令和3年度	差
健康保険料率	9.71%	9.64%	▲0.07%	14,565	14,460	▲ 105
介護保険料率	1.79%	1.80%	0.01%	2,685	2,700	15
健康保険料率+ 介護保険料率	11.50%	11.44%	▲0.06%	17,250	17,160	▲ 90

【参考】

令和3年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

23

23

※平均保険料率10.00%

令和3年度都道府県単位保険料率の
令和2年度からの変化
(暫定版)

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

20

26

※「+」は令和3年度保険料率が令和2年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

※金額は標準報酬月額30万円の者に係る保険料率負担(月額：労使折半後)の増減である。

【参考】保険料率変更にかかる今後のスケジュール（予定）

1月15日（金） 評議会の開催
（都道府県単位保険料率の変更について意見をいただく）

19日（火） 支部長から理事長への意見の申出
（提出する意見書へは評議会の意見を添える）

26日（火） 運営委員会（都道府県単位保険料率の決定）
⇒料率変更について厚生労働大臣へ認可申請

健康保険法 第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。